

## ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が推進するふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）は、身近な地域で高齢者や障がい者をはじめ、住民が助け合い安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって行うふれあいの場づくりを支援し、地域の支え合いの力を高めることを目的とする。

### (事業実施期間)

第2条 4月1日から翌年2月15日までとする。

### (活動)

第3条 サロン活動は、おおむね町会程度を範囲とし、次に掲げるものとする。

- (1) 地域で孤立することなく、気軽に安心して集まれる居場所づくり
- (2) 介護予防や健康の維持向上、生きがいづくりを目指す活動
- (3) その他、目的達成のために必要な事業

### (運営)

第4条 サロンの運営にあたるものは、地域の実情に合わせて主体的に活動する次に掲げるものとする。

- (1) 前条の事業を行う団体（3名以上で構成するもの）
- (2) その他、会長が認めるもの

### (利用者)

第5条 サロンの利用者は、高齢者や障がい者等を対象とする。

### (サロン設置場所及び範囲)

第6条 サロンの設置場所については、その地域の利用者が自力で参加することができる範囲の地域公民館等とする。

### (責任者等)

第7条 サロンの運営にあたるものは、事業の推進及び社協との連絡調整を行うため、責任者1名及び副責任者2名を置く。

### (責任者等の役割)

第8条 責任者は、次の事項を行うものとする。副責任者は、責任者を補佐し、責任者に事故あるとき、又は欠けたときは、副責任者がその職務を代理する。

- (1) 事業の企画の取りまとめ
- (2) 運営にあたっての連絡調整
- (3) 運営費の管理
- (4) その他、運営に必要なこと

### (会費)

第9条 会費については、各サロンで設定するものとする。

(登録)

第10条 サロンの登録については、ふれあい・いきいきサロン登録申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(補助金)

第11条 活動にかかる経費は、各サロンの運営者及び参加者の負担によるものとするが、不足については、ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱により補助するものとする。

(禁止事項)

第12条 サロン事業実施にあたり、次の各号に掲げる行為及び活動は禁止するものとする。

- (1) 営利行為
- (2) 政治活動
- (3) 宗教活動
- (4) その他、サロン事業にふさわしくない行為及び活動

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、サロン事業に必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

様式第1号（第10条関係）

平成 年 月 日

社会福祉法人

真岡市社会福祉協議会会長 様

ふれあい・いきいきサロン登録申請書

サロン名				
設置場所 住所・名称		〒		
サロン 運営者	責任者	フリガナ		
		氏名		
		住所	〒	
		TEL		携帯
	副責任者	フリガナ		
		氏名		
		住所	〒	
		TEL		携帯
	副責任者	フリガナ		
		氏名		
		住所	〒	
		TEL		携帯
主たる活動日				